



すえのりあき 陶 範昭

■ 食料・農業・農村基本法に關する地域計画策定について  
■ 県道344号大草三原線の改良工事促進について



農地利用の地域計画策定について

**問** 将来の農地利用の姿を明確にする地域計画策定は、市街化区域を除く全農地を対象にしているが、どう周知しているか。また、目標地図の作成状況を問う。

**答** 担い手を中心に地域計画策定に関する会議を行い、420名が参加された。策定後も計画の完成度を高めるため、全ての農家に更新に關わっていただくよう周知していく。

目標地図を含む計画内容をまとめ、3月に地域計画を策定する。

**問** 地域の会議の中で農業者からどのような意見が出たのか。

**答** 担い手の減少により農地の受け手がおらず、農地を守れなくなっている、資材高騰等の影響により所得確保が難しい、鳥獣被害が問題になっているなどの意見が多かった。

**問** 担い手不足や農地を誰が守るかなど、すぐに取り組む必要があるか、そのための体制をどう整えるか、考えを問う。

**答** 農地中間管理機構の地域駐在コーディネーターを増員し、具体

的な地域計画の実行に向け市内部の体制強化を検討していく。

県道大草三原線の改良工事促進について

**問** 長谷橋から小坂方面に向けては道路幅が狭く離合のできない箇所が数箇所あり、過去には重大事故も発生している。第五中学校の通学路で自転車通学する生徒たちも危険が伴っている。生活道路として、また、通学路として非常に危険な状況が続いている。抜本的な改良について問う。

**答** 県において待避所の設置による部分的な拡幅などの調査検討が行われたが、地形的に制約があることや、地質が悪く工事の施工に課題があり実施に至っていない。課題が大きい区間で早期対策が必要と認識しており、県で予定されている令和8年度からの次期道路整備計画策定に向け改良工事の実施を強く要望していく。



離合困難な県道大草三原線長谷橋付近

一般質問



みやがき ひでまさ 宮垣 秀正

■ 里親制度について  
■ 人口減少対策について

里親制度をご存知ですか

**問** 里親制度に係る本市の役割について問う。

**答** 里親制度は、子どもの養育を里親に委託する制度で、県において、研修の実施、里親の登録、子どもとのマッチングなど一貫した支援が行われている。本市では、県と連携・協力して、制度の普及啓発を行うとともに、個々の状況に応じて必要な相談支援を行う。

**問** 本市初の里親カフェ9月開催は、どのような意義があったか。

**答** 里親カフェには、里親9人と12人の一般参加者があり、体験談の発表、座談会、個別相談があった。参加者から、「実際の話を聞くことが出来てよかった」「話を聞いて里親へのハードルが下がった」「またこうした機会を開催してほしい」の感想があった。制度への理解が深まり、不安に感じていることを直接、里親に相談できる貴重な機会につながった。引き続き、県と連携・協力し、里親カフェ開催に取り組んでいく。

**意見** 里親カフェをベースにして今後2回の開催と里親制度の周

知や里親への支援をお願いする。

人口減少対策について

**問** 平成25年と10年後の令和5年の出生数は。また、どのような少子化対策を講じているか。

**答** 出生数は、平成25年は770人、10年後の令和5年は396人とほぼ半減している。結婚や出産、子育てに関する経済的負担・精神的負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えるための様々な事業を今後も実施していく。

**問** 新たな産業団地造成による企業誘致は、雇用の創出・確保となり、経済の活性化と共にまちの活況をうみ、若い世代が地元に住住するために取り組むべき重要事業と考えるが、どのような考えか。

**答** 市民ニーズの高い、新たな産業団地創出による企業誘致は有効な対応手段の一つと考えている。今後、企業立地や拡張意図を逸さないよう、新たな産業団地の必要性を含めた本市の企業立地方針の策定を引き続き検討していく。

**意見** 本市の若い世代に①奨学金返済の補助、②女性を正社員化した中小企業に補助してはどうか。





ときまさ 政時 徳重

■高齢者を対象とした新型コロナウイルスワクチンの定期接種について  
■全額公費による新型コロナウイルスワクチン接種について



### 新型コロナウイルスワクチン接種について

**問** 製造販売業者別の、ワクチンの配布数と使用実績は。

**答** 配付されたワクチンは市民以外にも接種されたため、使用実績は把握できていない。配付されたワクチン数と把握可能な市民の接種実績としては、ファイザーのワクチン数が約29万9千人分、接種が27万4千人、モデルナのワクチン数が約6万5千人分、接種が約7万2千人、武田薬品のワクチン数が460人分、接種が131人となっている。

**問** モデルナのワクチンで、配付数より接種人数が多い理由は。

**答** 住所地以外でも接種でき、市外で接種された市民が多いためである。

**問** 国内での、ワクチンによる健康被害の実態と支援状況は。

**答** 国による支援策には、市町村が受付窓口となり、疾病・障害認定審査会での審査でワクチン接種と健康被害に因果関係があると認定された方に対して医療費や医療手当が給付される「予防接種健康被害救済制度」がある。

令和6年11月18日時点で、受理された1万2408件の申請のうち、8432件で因果関係が認定されている。

**問** 本市でのワクチンによる健康被害の実態と支援状況は。

**答** 健康被害救済制度でワクチンとの因果関係が認定されたのは、アナフィラキシーや嘔吐症を訴えられた3名で、医療費と医療手当を給付されている。

**問** 来年度予算に、新型コロナウイルス後遺症と新型コロナウイルスによる健康被害の調査費を反映してはどうか。

**答** 厚生労働省では、新型コロナウイルス後遺症に関する研究・調査及び、新型コロナウイルスによる健康被害に関するデータ収集・分析が進められている。本市では、厚生労働省が公表した情報の収集に取り組み、必要な情報を市民に周知することで健康と安全を守りたい。引き続き、様々な相談に寄り添った対応を続けたい。



## 一般質問



ともはる 智春 政平

■本郷産業廃棄物最終処分場の汚染水について  
■市民体育大会の採点について  
■本市の学校現場で平和教育の実践は

### 産廃最終処分場の汚染水について

**問** ①令和6年11月11日の中国新聞の記事で基準値越えのBODが検出されたが、原因は何か。

②9月議会での質問以降、本市としての取組を問う。

③今回明らかにされたBODの基準値超過はどの範囲までか。

④県に建設許可の取消しを求めるべきではないか。

⑤水源保全条例に基づき立入検査を行うべきではないか。

**答** ①県の行政指導については、現時点で原因等は公表されていないため、BODの基準値超過の原因は把握できていない。市として今後、情報の把握に努める。

②現地確認や定期的な水質検査を継続するとともに、河床の堆積物検査を実施した。

③県が行政検査において10月23日に実施した水質検査以降の下流域2箇所でのBODの検査結果は、現時点で影響は確認されていない。

④本市では、令和5年7月に市

長が竹原市長とともに県庁を訪問し、要望を行っている。許可の取消し処分は要望した県の取組として行われる行政処分の一つである。

⑤水源保全条例に基づく立入検査については、条例施行後、当該最終処分場周辺の定期的な水質検査を継続するとともに、県による行政指導の内容を踏まえ、排水口の水質検査を実施した。今後、水質検査や県の行政指導の状況を踏まえ、立入検査及び水質の保全に係る行政指導を実施する。

⑥処分場の排水口付近で採水し、水質検査を実施することについては、既に検査を実施しているところであり、この検査結果は、pHが7.7、BODが110mg/l、CODが50mg/lという結果だ。水質汚濁防止法の基準に準じて設定した条例の排水目標を超えていないが、引き続き最終処分場周辺の公共用水域における水質の汚濁を防止し、水質の保全を図る。



日名内川の河床





伊藤 勝也

■ 本郷地域における沼田川の河川改修について  
■ 教育委員会所管の公共施設利用に関する条例について



### 片山頭首工の改築について

**問** 平成30年7月の集中豪雨で、沼田川越水、菅川決壊で家屋浸水被害のあった本郷、船木では、護岸整備、寄砂の除去等の工事は済んだが、片山頭首工から上流の寄砂は、元の状況に戻り、地域住民は安心できない。

課題は、JR山陽本線と菅川交差部の断面では、毎秒100tの流量を流すだけの面積確保ができず、この場所でのバックウォーター現象の完全な解消になっていないことである。

沼田川の越水対策として最も重要な対策は、片山頭首工を茶山涯頭首工のようなゴム風船式の転倒堰に改築し、洪水時に河床を下げることにより、菅川のバックウォーター現象を解消し、菅川決壊の危険度を下げることである。

地域住民が安心して住める対策として、令和8年度の県の「川づくり実施計画」改定に間に合うよう行動をお願いしてきた。その後の取り組みを聞く。

**答** 河川管理者である県では、河川激甚対策特別緊急事業により、



片山頭首工周辺

30年7月豪雨災害と同程度の降雨があった場合でも溢れることがないように整備した。  
しかし、片山頭首工付近では、堤防の高さの余裕が確保されていないので、より安全性を高めるため、河川整備計画に基づき河床を下げる必要がある。市としては河川改修が早期に進められるよう県に対し強く働きかけていくこととしている。  
今年8月にも「市の主要事業に係る提案書」に片山頭首工付近などの現状を記載し、早期完成に向け河川改修の推進を要望した。流域の住民が安全安心に生活できるよう関係機関と連携しハード・ソフトの両面から取り組む。

## 一般質問



正田 洋一

■ 本郷産業廃棄物最終処分場での発生した問題について  
■ 本市下水道事業の官民連携手法の導入について  
■ コミュニティ・スクールの現状と課題について



### 本郷産業廃棄物最終処分場の問題について

**問** この処分場では、基準の7倍を超える汚染が確認され、搬入・埋立ての停止処分中である。今後、停止処分の解除・再開を許可する際、業者が違反行為を是正し、県への説明が行われ、再開許可が出される。その立入りの際に本市も同行させてもらい原因の説明を受けることを求めたらどうか。前回は、動物の死骸、落ち葉等と報告されたが、少なくとも住民や本市職員等が、現物を確認したものではなく疑念が残る。

次に、水源保全条例に罰則を設けることを提案する。罰則の設定については、私なりに法の専門家に相談し可能であるとの見解を得ている。検察庁との協議が必要だが、専門的知見を持つ方々に相談してアドバイスを求めることも検討して欲しい。見解を求める。

**答** 立入検査については、県に確認したところ、廃掃法に基づき知事の指定する職員が立入検査を実施するもので、市の職員を同行させることは困難であるとの回答を

得た。水源保全条例の改正については、直ちに罰則を設定することは考えていないが、条例の目的を達成する有効な手段の一つで、条例を運用する中で効果を検証し、必要性やあり方を検討する。

**問** 立入りについて反駁する。県と住民は裁判で許可の取消しを争っているが、業者は県側で訴訟参加している。県と業者は裁判では協力関係にある中、停止処分の再開をチェックする側と再開の許可を受ける側が協力関係なのは、公平ではない。その状況をふまえ、県に本市から問題提起し、再び立入りの同行の許可を求めてほしい。

罰則設定については、効果検証後ではなく、直ちに専門家の意見聴取及び条例により設置される水源保全委員会の議題として扱うことについて見解を求める。

**答** 立入検査の同行についての提案は、公平性を担保するために市が同行することについて、県の見解を求める。罰則については、本市の顧問弁護士や水源保全委員会の意見を伺う。



こみやま 美子  
はぎゆみこ  
萩由美子

- タクシー等利用助成事業について
- 終活支援について
- 保育促進事業について



### タクシー等利用助成事業について

**問** 地域公共交通全体の中で、高齢者のタクシー等助成費用が捻出できないかとの観点で質問する。

①地域交通事業にかかる費用は。

②タクシー代助成の課題は。

**答** ①令和5年度では路線バス事業者に欠損金の一部補填、優待乗車証に対する補填、地域コミュニティ交通に合計2億3600万円支払っている。②近隣他市では5千円から1万円が助成されているが、タクシー料金では利用回数に限りがある。また、多額の経費が必要であるため、地域における支え合いによる移動支援に対する助成の事業化を検討する。

**問** 地域における支え合いによる移動支援について問う。また、市全域で事業化できるかも問う。

**答** 住民組織やNPO法人、社会福祉法人、住民の有志などが担い手になり、買い物や通院、ふれあいいきいきサロン等への送迎や付き添いなどの支援を一体的に行うもので、来年度から介護保険事業としての実施に向け取り組んでいる。取組が広がっていくよう、市

と生活支援コーディネーターと連携し、働きかけていく。

**意見** バス利用が困難な市民のニーズは、給付型のタクシー利用助成である。

公平性も考慮してタクシー等利用に助成を望む。



### 終活支援について

**問** この問題は三原市議会公明党会派の議員が継続的に質問してきた。9月議会では、市から「社協と協働のもと、優先すべき課題は来年度から開始する」との答弁があった。市と社協が把握した問題とその対応、来年度に向けて優先して考えている事業を問う。

**答** 優先して検討しているのは終活に対する理解を深める啓発で、エンディングノートの活用促進と併せて取り組む。終活情報登録や相談支援も優先すべきと考える。

**意見** 身寄りのない方の、入院時の身元保証の対応も終活支援に含めてほしい。

## 常任委員会報告

(12月定例会付託議案審査の主なものを報告します)

### 総務財務委員会



#### 付託議案審査

議115～117 条例の一部改正について

**【概要】** 令和6年8月の国家公務員に対する人事院勧告に準じて、本市の一般職、任期付職員、会計年度任用職員の給与等及び特別職、議員に係る期末手当を改定する。

**【採決】** 採決の結果、議第115号他2件は、全員一致、原案どおり可決すべきものと決した。

#### 行政説明案件

第2期公共施設類型別実施計画の策定について

**【概要】** 平成27年3月に策定した「三原市公共施設等総合管理計画」について、10年間の第1期計画期間終了にあたり、第2期計画案の取りまとめを行ったため、説明する。

#### 【主な質疑】

**問** 今回の15施設の削減による維持管理費の効果について問う。

**答** 機能廃止によってランニングコストを要しなくなったものが66施設あり、2億4千万円の削減効果があった。

**問** 公共施設の整理は、それぞれの施設の利用の仕方と地域のあり方という問題があるため、施策の方向性をきちんと固めた上で進める必要があるのではないか。

**答** 公共施設の再編を具体的に進めていくにあたり、地域の活性化、活動の場については、個々に対応し、整理したい。計画期間を5年に見直し、より実効性を高めながら、市の人口動態や市民ニーズ、利用頻度等も考え、統廃合を検討していきたい。

**問** 跡地の管理をどのように進めていくのか。普通財産として競売にかけるなど考えてはどうか。

**答** 周辺に迷惑がかからないように草刈などの管理を行っていく。行政目的を終えた跡地は民間活用をめざして売却していくが、鑑定費用や測量費用が必要となるため、売却可能性が高い跡地から進めている。売却困難な場合には建物の解体も検討していく。